

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 —厚生年金、私学共済で増加—

平成19年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が3,457万人、国共済106万人、地共済299万人、私学共済46万人、公的年金制度全体では7,007万人であった(図表2-2-1)。被用者年金では厚生年金が全体の88%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)2,035万人、国民年金第3号被保険者1,063万人、被用者年金制度の被保険者3,908万人である。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	千人	旧三共済	旧農林年金						千人	千人
千人		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人		
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
対前年度増減率(%)										
8	0.6	△0.8	△1.5	△0.1	△0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△1.5
9	1.4	《0.0》	△2.3	△0.2	△0.3	0.1	△0.0	0.2	1.2	△0.6
10	△1.5		△1.6	△1.0	△0.6	0.4	△1.4	0.2	4.3	△1.1
11	△1.4		△1.5	△0.4	△0.5	0.2	△1.3	0.2	3.7	△1.1
12	△0.9		△1.6	1.2	△1.5	0.5	△0.9	△0.2	1.7	△1.3
13	△1.9		△1.8	△0.8	△1.0	0.6	△1.8	△0.5	2.5	△1.7
14	1.8	《0.3》		△0.7	△0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△0.9
15	△0.1			△1.0	△0.9	1.3	△0.2	△0.2	0.1	△1.3
16	1.2			△0.5	△1.3	1.6	0.9	0.0	△1.0	△0.9
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6
18	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△0.1	△3.1	△1.2
19	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△0.5	△4.1	△1.5

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

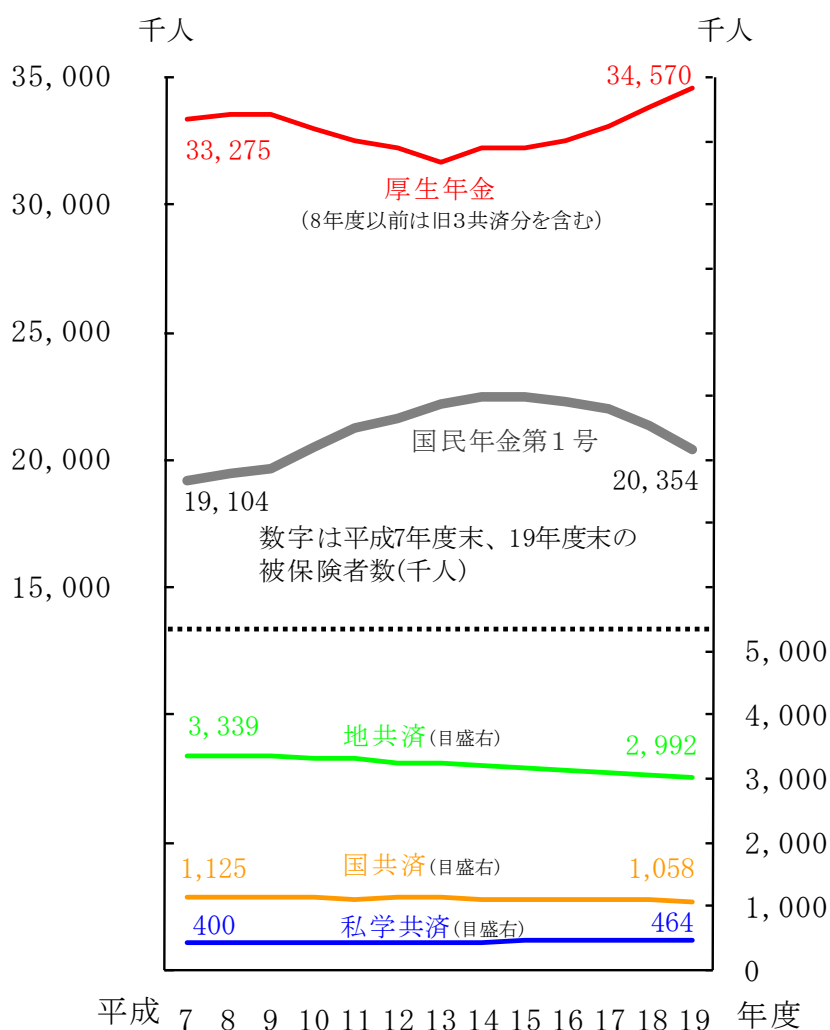
被保険者数の推移をみると(図表2-2-1、図表2-2-2)、平成19年度は、厚生年金で2.3%、私学共済で1.4%の増加となっており、被用者年金制度計で1.9%の増加となった。一方で、国民年金の第1号被保険者は4.1%減少し、公的年金制度全体

では0.5%の減少であった。

平成7年度以降の被保険者数の動向を制度別にみると、厚生年金は、平成9年度をピークに減少傾向を示していたが、平成14年度に農林年金の統合と被保険者の適用拡大（被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ^注）の影響で増加したほか、平成16年度以降、増加傾向が続いている。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。

図表 2-2-2 被保険者数の推移



(2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

被保険者の平均年齢を平成19年度末でみると（図表2-2-3）、被用者年金では地共済が最も高く44.0歳、次いで厚生年金41.8歳、私学共済41.5歳、国共済40.4歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は39.9歳となっている。

図表2-2-3 被保険者の年齢 －平成19年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.8	40.4	44.0	41.5	39.9	43.2
男性	42.6	41.3	45.0	47.0	39.0	48.6
女性	40.1	36.9	42.4	36.6	40.9	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	1.1	0.1	0.0	-	-
20～24歳	7.4	7.2	2.8	10.8	20.1	1.5
25～29歳	12.8	10.9	9.1	15.6	10.4	6.6
30～34歳	14.2	15.0	12.2	12.3	10.3	14.6
35～39歳	13.6	16.0	13.3	11.1	10.7	18.4
40～44歳	11.6	14.1	12.9	10.0	9.2	15.9
45～49歳	10.5	13.5	14.7	10.2	8.6	14.3
50～54歳	9.9	11.2	16.5	9.5	10.5	13.9
55～59歳	11.3	8.5	15.6	9.8	18.8	14.8
60～64歳	6.1	2.4	2.8	7.3	1.4	-
65歳以上	2.0	0.1	0.1	3.5	0.1	-

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

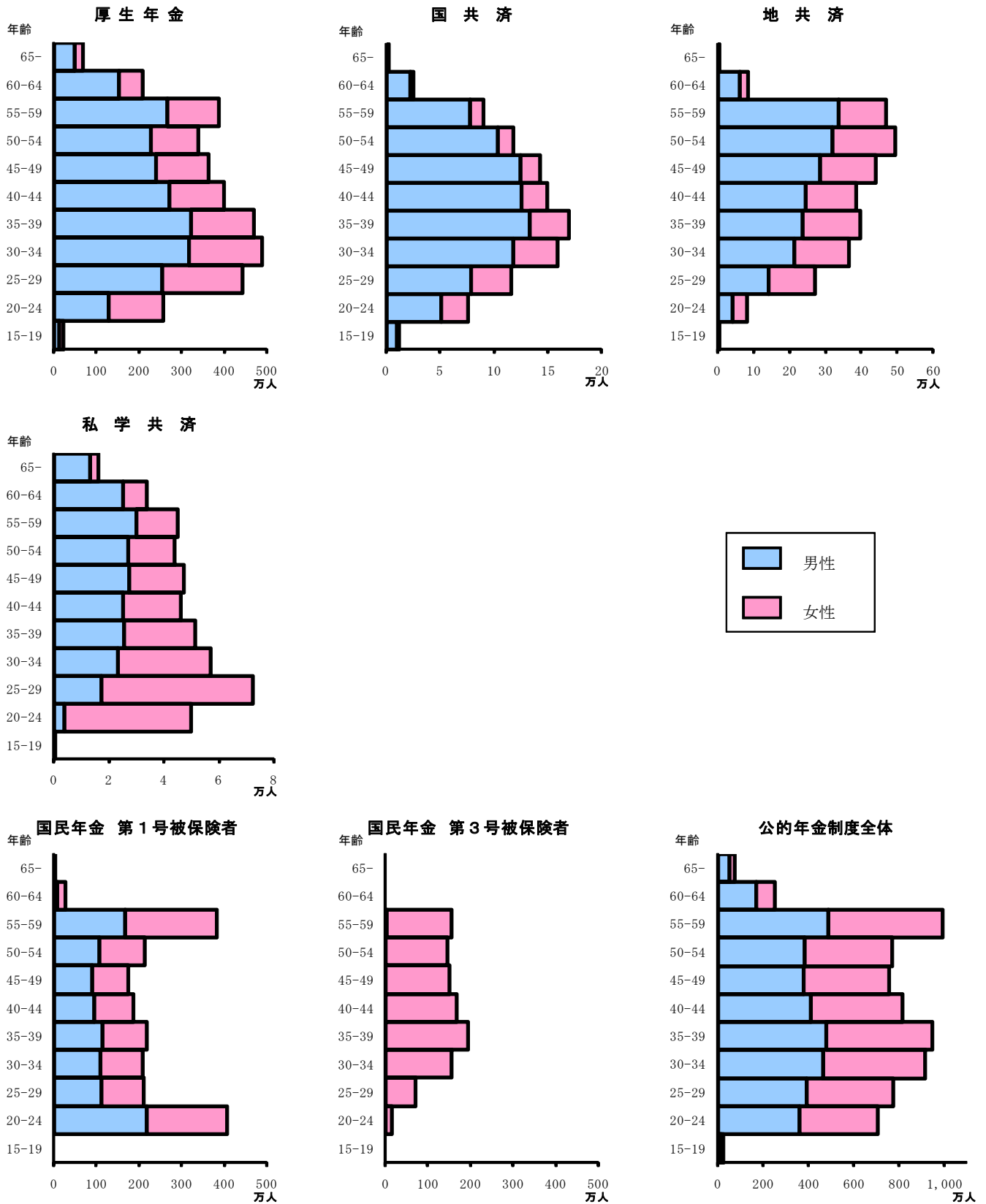
注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平成19年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-3、2-2-4）、地共済の分布は、45～49歳、50～54歳の割合がそれぞれ14.7%、16.5%と他制度に比べて高いほか、55～59歳の割合も15.6%と高く、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、30～34歳（14.2%）と55～59歳（11.3%）に2つの山があり、国共済は30～34歳（15.0%）、35～39歳（16.0%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29歳で15.6%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.5%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く20.1%、次いで55～59歳の18.8%となっている一方で、40～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 —平成19年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

○男女計

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	歳	旧農林年金 歳				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	39.0	42.0	39.4	40.8	41.4
8	40.0	40.0	39.1	41.7	39.5	40.7	42.0
9	40.2	40.3	39.2	42.1	39.6	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.5	42.4	39.8	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.8	42.7	40.0	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.9	42.8	40.1	39.7	42.5
13	40.7	41.3	40.0	43.2	40.2	39.6	42.6
14	41.3		40.2	43.4	41.3	39.7	42.6
15	41.4		40.4	43.5	41.3	39.6	42.7
16	41.5		40.5	43.9	41.3	39.7	42.8
17	41.6		40.3	43.8	41.4	40.0	43.1
18	41.6		40.3	44.0	41.4	40.0	43.2
19	41.8		40.4	44.0	41.5	39.9	43.2

○男性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	歳	旧農林年金 歳				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.5	42.8	44.7	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.6	42.6	44.9	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.7	42.9	45.0	39.1	48.3
10	41.2	41.9	40.0	43.3	45.2	38.9	49.1
11	41.3	42.2	40.3	43.6	45.4	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.5	43.7	45.6	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.6	44.0	45.7	38.5	48.7
14	42.1		40.7	44.3	47.1	38.7	47.4
15	42.2		41.0	44.4	47.1	38.5	47.0
16	42.3		41.2	44.9	47.1	38.7	48.5
17	42.4		41.0	44.7	47.0	39.0	48.0
18	42.5		41.0	44.9	47.0	39.1	48.3
19	42.6		41.3	45.0	47.0	39.0	48.6

○女性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	歳	旧農林年金 歳				第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.8	40.4	34.4	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.9	40.1	34.5	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.9	40.6	34.7	41.5	42.1
10	38.8	38.5	37.1	40.8	34.8	41.2	42.2
11	38.9	38.8	37.1	41.1	35.0	40.9	42.3
12	39.0	39.2	37.4	41.4	35.2	40.8	42.4
13	39.0	39.4	37.4	41.6	35.4	40.7	42.5
14	39.6		37.4	41.9	35.9	40.7	42.6
15	39.6		37.4	42.0	36.0	40.7	42.6
16	39.7		37.4	42.2	36.1	40.7	42.8
17	39.8		37.2	42.3	36.2	41.0	43.0
18	40.0		37.0	42.4	36.4	41.0	43.1
19	40.1		36.9	42.4	36.6	40.9	43.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

注4 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平均年齢の推移をみると(図表 2-2-5)、被用者年金では、各制度とも概ね上昇を続けてきているが、国共済では最近横ばいとなっている。男女別にみても概ね上昇傾向であるが、ここ数年は国共済の女性で低下傾向がみられる。また、国民年金の第3号被保険者は上昇傾向を示しているが、第1号被保険者は横ばいになっている。

(3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成19年度末でみると(図表 2-2-6)、被用者年金では私学共済が52.8%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.0%、34.8%で3割強、国共済は最も低く20.1%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.4%である。

図表 2-2-6 男女別被保険者数 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,570	1,058	2,992	464	70,066	20,354	10,628
男性	22,544	845	1,885	219	35,885	10,292	100
女性	12,026	213	1,107	245	34,180	10,062	10,528
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	34.8	20.1	37.0	52.8	48.8	49.4	99.1

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成19年度末でみると(図表 2-2-7)、最も高いのは地共済で44.7万円、次いで国共済41.3万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.2万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.3、93.7であり、厚生年金の64.2、私学共済の66.4に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬月額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,258>	<413,158>	<447,103>	<368,707>
男性	<356,597>	<428,405>	<457,705>	<448,354>
女性	<229,030>	<352,617>	<429,040>	<297,500>
男性を100とした女性の水準	<64.2>	<82.3>	<93.7>	<66.4>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計357,682円、男性366,164円、女性343,232円である。
- 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表 2-2-8）、平成19年度では、地共済 59.5 万円、国共済 54.6 万円、私学共済 48.4 万円、厚生年金 37.2 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-8 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	372,460	546,141	594,926	484,458
男性	429,661	568,649	613,640	595,204
女性	265,352	456,628	563,064	385,621
男性を100とした女性の水準	61.8	80.3	91.8	64.8

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。
- 注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-9 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4		0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>		<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63.9
	<63.3>		<83.2>	<93.7>	<65.5>
18	61.3		80.6	91.7	64.4
	<63.6>		<82.9>	<93.5>	<66.0>
19	61.8		80.3	91.8	64.8
	<64.2>		<82.3>	<93.7>	<66.4>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0.1>	<0.4>	<0.2>
18	0.1		△ 0.6	0.1	0.5
	<0.3>		<△ 0.4>	<△ 0.2>	<0.5>
19	0.5		△ 0.3	0.0	0.4
	<0.6>		<△ 0.6>	<0.2>	<0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)の女性水準である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-9）、平成19年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、国共済で0.1%増、地共済で0.8%減、私学共済で0.5%減となっている。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-10）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。

(5) 標準報酬総額 —厚生年金・私学共済で増加—

被用者年金の平成19年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金154兆8,385億円、国共済6兆9,827億円、地共済21兆3,998億円、私学共済2兆7,109億円であった（図表2-2-11）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成19年度は総報酬ベースで2.1%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続いており、平成19年度に総報酬ベースで1.1%増となっている。ともに、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成19年度には総報酬ベースでそれぞれ0.7%減、2.2%減となっている。

図表 2-2-11 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>

対前年度増減率(%)

8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成19年度末の受給権者数は、厚生年金2,750万人、国共済105万人、地共済244万人、私学共済31万人、国民年金2,639万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,480万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8

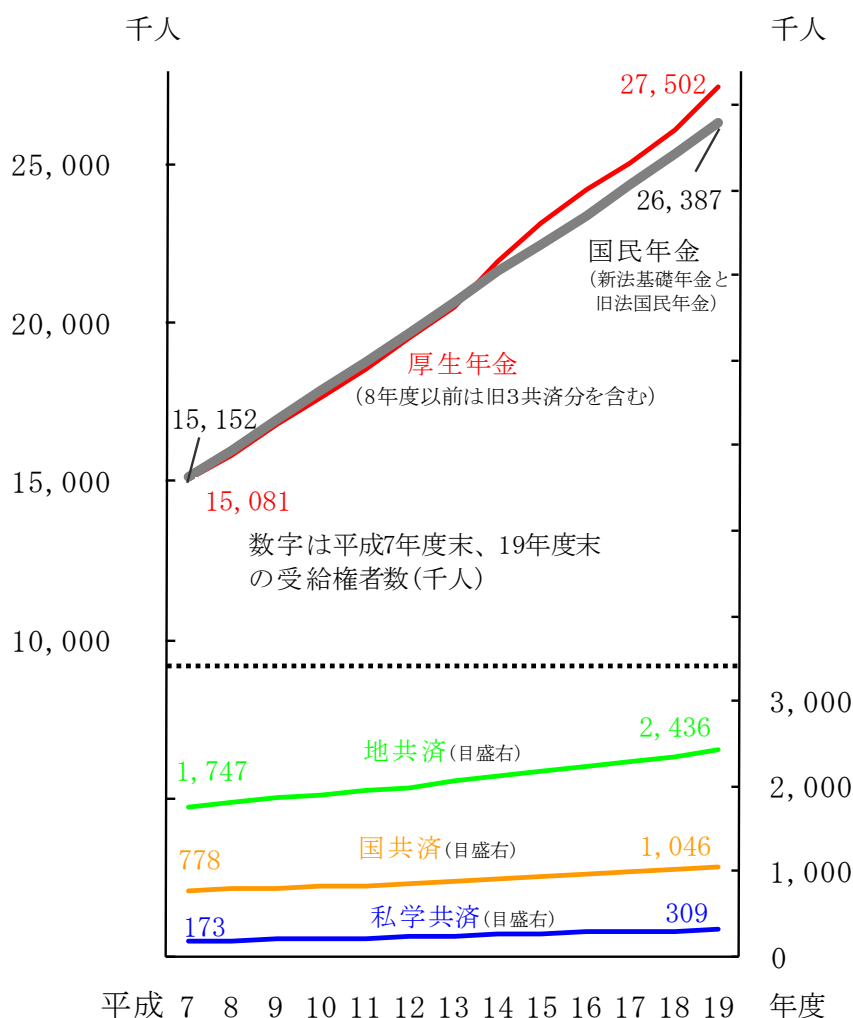
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成 8 年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね 4～6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね 2～4% 程度となっている。

平成 19 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 5.5% 増、厚生年金が 5.1% 増、地共済が 3.9% 増、国共済が 3.6% 増となっており、18 年度までに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 3.8% 増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-3 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合の推移をみると（図表 2-3-4）、厚生年金は微減傾向にあり平成 19 年度末で 91.7%、国共済は 97%台で安定的に推移している。地共済は 96%台で推移していたが、平成 19 年度末に 95.5%と減少した。私学共済は 18 年度末に比べて微減し 19 年度末で 92.8%となっている。また、国民年金は平成 19 年度末で 98.2%である。

全額支給停止には、併給調整による全額支給停止、在職老齢年金における全額支給停止、遺族年金における同順位者受給による全額支給停止などがあり、受給者数の割合の制度による違いは、女性の割合や被用者年金と国民年金での制度の違い（遺族の範囲、障害年金の 3 級の有無等）などの影響によるものと考えられる。

図表 2-3-4 受給権者数に対する受給者数の割合の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	%	%	%	%	%	%	%
7	94.3	-	96.9	-	96.1	91.0	97.4
8	94.0	-	97.2	-	96.5	90.7	97.5
9	93.8		97.4	-	96.5	91.3	97.6
10	93.3		97.1	-	96.6	91.8	97.7
11	92.8		96.9	97.1	96.5	92.1	97.7
12	92.5		96.7	97.1	96.4	92.4	97.8
13	92.4		96.4	97.0	96.2	92.4	97.9
14	92.4			97.0	96.2	90.2	98.0
15	92.3			97.1	96.1	90.8	98.1
16	92.2			97.0	96.1	91.3	98.1
17	92.2			97.1	96.4	92.3	98.2
18	91.9			97.2	96.1	92.9	98.2
19	91.7			97.2	95.5	92.8	98.2

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成19年度末の状況

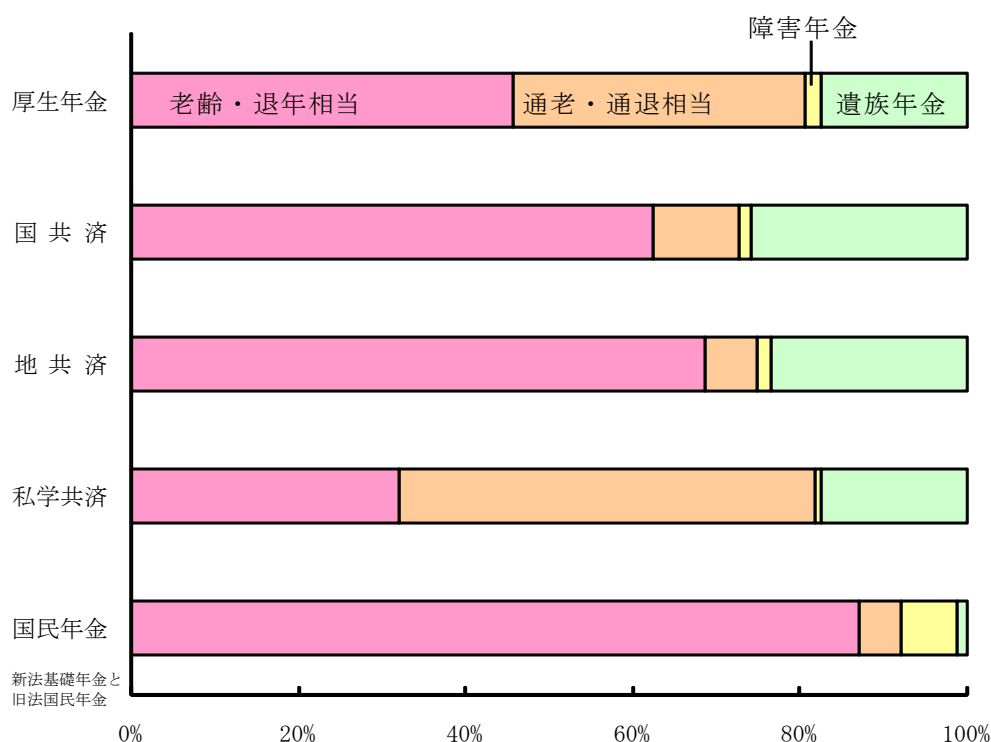
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-5 受給権者の年金種別別構成 —平成19年度末



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-5、図表 2-3-6）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-6）。

図表2-3-6 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	27,502	1,046	2,436	309.4	26,387
老齢・退職年金	老齢・退年相当	653	1,673	99.4	23,031
	通老・通退相当	108	154	154.4	1,317
障害年金	507	15	41	2.2	1,726
遺族年金	4,772	270	567	53.4	314
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	62.4	68.7	32.1	87.3
	通老・通退相当	10.3	6.3	49.9	5.0
障害年金	1.8	1.4	1.7	0.7	6.5
遺族年金	17.4	25.8	23.3	17.3	1.2
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	25,226	1,016	2,325	287.0	25,925
老齢・退職年金	老齢・退年相当	637	1,613	85.5	22,872
	通老・通退相当	106	148	146.2	1,312
障害年金	360	10	24	1.9	1,615
遺族年金	4,414	263	541	53.3	126
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	62.7	69.4	29.8	88.2
	通老・通退相当	10.4	6.4	50.9	5.1
障害年金	1.4	1.0	1.0	0.7	6.2
遺族年金	17.5	25.9	23.2	18.6	0.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.2%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.3%（厚生年金は17.4%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ10.3%、6.3%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金35.0%、私学共済49.9%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済422ヶ月、地共済418ヶ月であり、厚生年金385ヶ月、私学共済382ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当32.1%に対し通老・通退相当が49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.8%に対し通老・通退相当35.0%である。）。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合を年金種別別にみると（図表2-3-7）、厚生年金、国共済、地共済では障害年金における割合が約6～7割となっており、他の年金種別に比べ小さい。障害年金は併給調整による支給停止の割合が大きいことなどが背景にあると考えられる。私学共済では、他制度に比べ、老齢・退年相当における割合が小さい傾向がみられる。

また、国民年金では、遺族年金における割合が約4割と小さい。これは、遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲が子のある妻と子になっており（被用者年金では子のない妻等も対象）、子は妻が受給権を有するとき等に支給停止となることなどが大きく影響している。

図表 2-3-7 年金種別別にみた受給権者数に対する受給者数の割合
—平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	%	%	%	%	%	
計	91.7	97.2	95.5	92.8	98.2	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	93.1	97.6	96.4	86.1	99.3
	通老・通退相当	90.7	98.1	96.2	94.7	99.7
障害年金	71.0	65.6	57.7	86.8	93.6	
遺族年金	92.5	97.7	95.3	99.7	40.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-8）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 —私学共済、厚生年金、国民年金で大きな増加—）

老齢・退年相当について平成19年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が5.1%増、国共済が2.1%増、地共済が3.9%増、私学共済が6.0%増となっている。（図表 2-3-8） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は4.7%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 ー国共済で大幅な増加ー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成19年度の通老・通退相当の対前年度増加率は、厚生年金が6.6%増、国共済が18.4%増、地共済が8.2%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。これには、通算退職年金制度が創設された以降の期間の短い被保険者がしだいに支給開始年齢に達してきたこと、特に国共済においては任期制自衛官であった者が受給権者になりつつあることが影響しているものと考えられる。一方、私学共済は、老齢・退年相当6.0%増に対し、通老・通退相当5.7%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、それ以降は遺族年金より高い状態が続いている。また、国共済でも平成19年度は遺族年金より高い伸びであった。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成19年度の対前年度増加率をみると、厚生年金2.8%増、国共済2.2%増、地共済2.5%増、私学共済3.9%増となっている。

図表 2-3-8 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176	1,747	1,266	88	28	364
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184	1,793	1,290	92	29	382
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192	1,848	1,322	95	30	401
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200	1,898	1,349	98	30	420
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208	1,942	1,372	101	31	438
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218	1,984	1,394	104	32	454
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226	2,049	1,434	112	32	470
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234	2,109	1,471	117	34	488
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241	2,174	1,511	123	35	505
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249	2,240	1,552	129	37	522
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257	2,289	1,578	135	38	538
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644	1,009	639	91	15	264	2,345	1,610	142	40	553
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772	1,046	653	108	15	270	2,436	1,673	154	41	567
対前年度増減率(%)															
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2
18	4.2	4.0	5.1	2.0	3.0	2.5	0.9	14.3	2.7	2.7	2.4	2.1	5.1	3.9	2.8
19	5.1	5.1	6.6	2.0	2.8	3.6	2.1	18.4	2.4	2.2	3.9	3.9	8.2	4.0	2.5
私学共済															
年度末	私学共済					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
17	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
18	293.4	93.8	146.0	2.1	51.4	25,420	22,007	1,396	1,692	325					
19	309.4	99.4	154.4	2.2	53.4	26,387	23,031	1,317	1,726	314					
対前年度増減率(%)															
8	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					
17	3.6	3.9	3.4	3.3	3.7	4.1	5.1	△ 5.0	2.2	△ 2.9					
18	4.5	5.0	4.3	3.7	4.2	4.2	5.2	△ 5.3	2.2	△ 3.2					
19	5.5	6.0	5.7	3.7	3.9	3.8	4.7	△ 5.7	2.0	△ 3.3					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない、また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(3) 年金総額

ア 平成19年度末の状況

平成19年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金25兆8,382億円、国共済1兆7,588億円、地共済4兆6,177億円、私学共済2,946億円、国民年金16兆8,545億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-9）。国民年金の16兆8,545億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で49兆3,638億円である。

図表2-3-9 年金種別別にみた年金総額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	183,441	13,215	36,272	1,949	234,878	148,004	382,882
	通老・通退相当	23,271	305	711	577	24,864	2,895	27,759
障害年金	4,342	189	587	25	5,143	15,323	20,466	
遺族年金	47,327	3,873	8,606	396	60,202	2,323	62,525	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.0	75.1	78.6	66.1	72.2	87.8	77.6
	通老・通退相当	9.0	1.7	1.5	19.6	7.6	1.7	5.6
障害年金	1.7	1.1	1.3	0.8	1.6	9.1	4.1	
遺族年金	18.3	22.0	18.6	13.4	18.5	1.4	12.7	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	244,254	17,170	44,615	2,651	308,690	165,637	474,327	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	173,875	12,936	35,260	1,692	223,764	147,119	370,882
	通老・通退相当	21,601	295	683	542	23,121	2,886	26,007
障害年金	2,974	126	357	21	3,478	14,392	17,870	
遺族年金	45,804	3,807	8,315	395	58,321	1,241	59,562	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.2	75.3	79.0	63.8	72.5	88.8	78.2
	通老・通退相当	8.8	1.7	1.5	20.4	7.5	1.7	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.7	3.8	
遺族年金	18.8	22.2	18.6	14.9	18.9	0.7	12.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、47兆4,327億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.1%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.6%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～22%（私学共済のみ13.4%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.4%と小さく、障害年金は9.1%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースで見ても特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-10）、総じて増加傾向が続いているが、国共済では平成13年度、16年度、19年度に減少している。この3年度はいずれも定額部分の支給開始年齢が引き上げられた年度であり、他の被用者年金制度でも低めの伸びとなっている。平成19年度は、厚生年金が0.9%増、国共済が0.3%減、地共済が0.9%増、私学共済が2.0%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成19年度で、対前年度4.7%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成19年度の対前年度増減率は、厚生年金0.3%増、国共済1.0%減、地共済0.4%増、私学共済2.0%増、国民年金5.3%増となっており、国共済で緩やかな減少傾向が、他制度では増加傾向が続いている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は平成19年度の対前年度増減率で見ると、厚生年金3.0%増、国共済2.1%増、地共済2.9%増、私学共済4.2%増となっている。平成8年度以降で見ると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

図表 2-3-10 年金種別別にみた年金総額の推移 ー受給権者ベースー

年度末	厚生年金					国共済					地共済					
	計	老齢・退職年金			障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金			障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	通老・ 通退相当
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490	40,053	33,686	654	534	5,180	
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615	40,437	33,769	659	531	5,479	
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736	41,059	34,088	662	528	5,780	
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906	42,287	34,889	674	534	6,190	
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045	42,901	35,165	675	536	6,526	
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193	43,257	35,244	680	532	6,802	
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305	43,789	35,463	702	535	7,089	
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424	44,435	35,810	707	541	7,377	
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507	44,892	36,031	708	546	7,607	
16	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605	45,006	35,886	704	555	7,861	
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712	45,471	36,052	705	566	8,149	
18	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	17,634	13,351	294	188	3,795	45,785	36,137	706	575	8,367	
19	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	17,588	13,215	305	189	3,873	46,177	36,272	711	587	8,606	
対前年度増減率 (%)																
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8	
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5	
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2	
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1	
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△ 0.6	△ 1.5	4.7	0.1	2.8	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3.3	
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△ 0.6	4.5	0.5	3.0	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7	
18	1.0	0.8	△ 0.7	0.3	2.7	0.1	△ 0.6	4.2	0.3	2.2	0.7	0.2	0.2	1.6	2.7	
19	0.9	0.3	1.6	0.7	3.0	△ 0.3	△ 1.0	3.8	0.7	2.1	0.9	0.4	0.7	2.1	2.9	
私学共済																
年度末	計	老齢・退職年金			障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金			障害年金	遺族年金				
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	通老・ 通退相当						
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円					
7	1,922	1,193	496	19	214	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413						
8	2,043	1,286	511	20	227	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399						
9	2,117	1,340	516	19	241	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391						
10	2,232	1,423	531	20	258	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437						
11	2,327	1,489	540	21	278	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796						
12	2,432	1,569	548	21	294	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775						
13	2,497	1,615	551	21	309	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733						
14	2,587	1,685	555	22	324	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683						
15	2,675	1,758	559	22	337	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613						
16	2,729	1,796	560	23	351	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551						
17	2,803	1,849	565	24	366	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483						
18	2,888	1,911	573	24	380	161,000	140,499	3,054	15,045	2,401						
19	2,946	1,949	577	25	396	168,545	148,004	2,895	15,323	2,323						
対前年度増減率 (%)																
8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6						
9	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3						
10	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9						
11	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7						
12	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8						
13	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5						
14	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8						
15	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6						
16	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2	4.7	5.4	△ 4.3	1.9	△ 2.4						
17	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3	5.2	6.0	△ 4.5	1.9	△ 2.7						
18	3.0	3.4	1.4	1.5	3.9	4.9	5.6	△ 5.0	1.7	△ 3.3						
19	2.0	2.0	0.7	2.7	4.2	4.7	5.3	△ 5.2	1.8	△ 3.2						

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成19年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,260万人、国民年金2,303万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済65万人、地共済167万人、私学共済10万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.7%、厚生年金31.4%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.0%である。

平均年齢は、各制度とも71～74歳程度である。私学共済が71.0歳で最も低く、国民年金が73.8歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数26,008千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

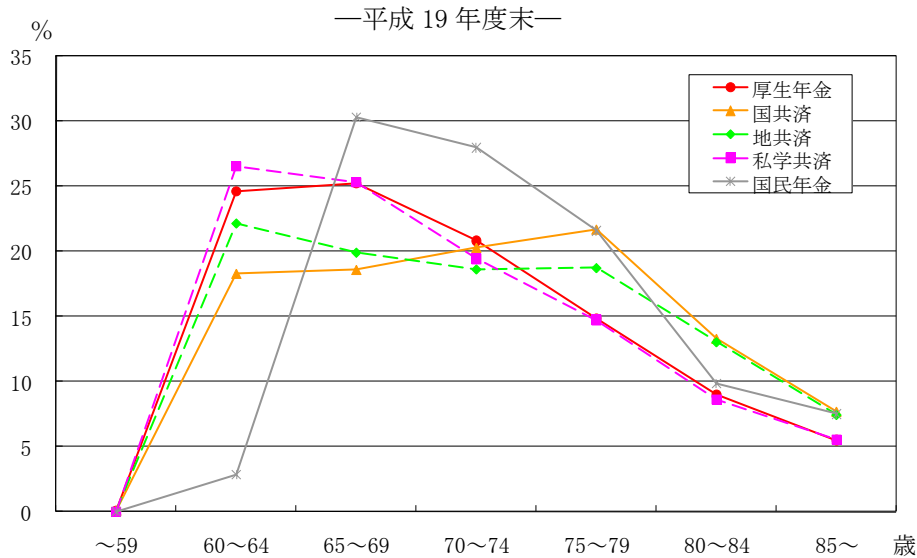
図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 12,596	千人 653	千人 1,673	千人 99.4	千人 23,031	千人 26,008
男性	8,646	546	1,127	60.4	9,905	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	3,950	107	547	38.9	13,126	
女性割合(%)	31.4	16.3	32.7	39.2	57.0	
平均年齢 計	歳 71.2	歳 73.4	歳 72.7	歳 71.0	歳 73.8	
男性	70.8	73.2	72.6	70.3	72.8	
女性	72.0	74.3	72.9	71.9	74.6	

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表 2-3-13）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-13 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
○男女計					
11	70.1	70.9	71.1	69.9	72.1
12	70.2	71.3	71.4	70.0	72.8
13	70.3	71.6	71.6	70.0	72.9
14	70.4	72.0	71.8	70.2	73.1
15	70.5	72.3	72.0	70.3	73.2
16	70.7	72.5	72.2	70.4	73.4
17	70.9	72.9	72.5	70.7	73.5
18	71.1	73.2	72.7	70.9	73.7
19	71.2	73.4	72.7	71.0	73.8
○男性					
11	70.0	70.8	71.2	69.4	71.2
12	70.0	71.2	71.5	69.5	71.5
13	70.1	71.6	71.6	69.5	71.7
14	70.2	71.9	71.8	69.6	71.8
15	70.3	72.1	72.0	69.6	72.0
16	70.4	72.4	72.2	69.8	72.3
17	70.6	72.8	72.4	70.1	72.4
18	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6
19	70.8	73.2	72.6	70.3	72.8
○女性					
11	70.2	71.1	70.8	70.6	72.7
12	70.5	71.6	71.2	70.8	73.7
13	70.7	72.0	71.5	70.9	73.8
14	70.9	72.5	71.8	71.1	73.9
15	71.1	72.8	72.1	71.2	74.0
16	71.4	73.2	72.4	71.3	74.2
17	71.7	73.6	72.7	71.7	74.3
18	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4
19	72.0	74.3	72.9	71.9	74.6

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-14）、地共済が最も高く21.5万円、次いで国共済20.4万円、私学共済20.1万円、厚生年金15.8万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	158,104	203,697	215,310	200,932	53,552	
男性	181,725	209,014	227,117	222,283	58,699	
女性	106,410	176,445	190,966	174,724	49,669	
女(男=100)	58.6	84.4	84.1	78.6	84.6	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	385	422	418	382	336	
男性	425	426	432	394	376	
女性	296	404	387	363	306	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	166,548	220,732	228,350	215,498	57,899	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.8 万円、国共済 22.1 万円、私学共済 21.5 万円、厚生年金 16.7 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.4 万円（表中「53,552 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-14）、厚生年金は 10.6 万円であり男性（18.2 万円）の 58.6% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.6 万円であり男性（20.9 万円）の 84.4% の水準、地共済は 19.1 万円であり男性（22.7 万円）の 84.1% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-15である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成19年度末で厚生年金17.0万円、国共済21.9万円、地共済22.6万円、私学共済22.5万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、63～64歳では、厚生年金が16.0～16.2万円、国共済が20.9～21.0万円、地共済が21.6万円、私学共済が19.3～19.7万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～62歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成19年度中に60歳に到達する者及び61歳、62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち19年度末に60歳～62歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。特に、平成19年度には定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられており（厚生年金の女性を除く）、その状況が図表2-3-15にあらわれている。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-15 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） -平成19年度末-

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		121,361 〔158,104〕	168,702 〔203,697〕	180,622 〔215,310〕	163,446 〔200,932〕	
新 法 部 分	60歳未満	163,556	98,435	132,180		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	84,536 〔…〕	121,198 〔121,518〕	132,685 〔132,757〕	117,975 〔118,124〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	101,680 〔…〕	125,535 〔125,974〕	146,505 〔146,843〕	118,318 〔118,434〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	106,060 〔…〕	127,605 〔128,154〕	147,517 〔147,835〕	121,587 〔121,703〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	160,155 〔…〕	209,003 〔209,214〕	215,990 〔216,110〕	192,978 〔193,028〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	161,608 〔…〕	209,686 〔209,863〕	215,685 〔215,799〕	196,916 〔196,976〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	111,427 〔170,473〕	155,144 〔218,880〕	162,488 〔226,366〕	167,319 〔225,018〕	
	旧法部分	162,860	200,936 162,875	229,497 153,128	176,833 140,546	
	男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		142,691 〔181,725〕	173,091 〔209,014〕	189,326 〔227,117〕	182,718 〔222,283〕
新 法 部 分	60歳未満	177,542	102,982	154,563		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	100,496 〔…〕	123,820 〔124,167〕	137,739 〔137,792〕	129,670 〔129,823〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	104,167 〔…〕	128,190 〔128,654〕	156,403 〔156,751〕	130,953 〔131,046〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	109,285 〔…〕	130,820 〔131,411〕	157,371 〔157,708〕	133,290 〔133,405〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	184,788 〔…〕	216,028 〔216,240〕	230,984 〔231,110〕	211,740 〔211,783〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	187,046 〔…〕	217,106 〔217,286〕	231,122 〔231,241〕	217,858 〔217,917〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	133,586 〔194,889〕	159,425 〔223,488〕	172,282 〔237,219〕	188,305 〔247,572〕	
	旧法部分	205,616	208,564 165,774	245,974 181,572	208,909 152,694	
	女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		74,680 〔106,410〕	146,204 〔176,445〕	162,677 〔190,966〕	133,522 〔174,724〕
新 法 部 分	60歳未満	67,138	77,732	104,069		
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	44,189 〔…〕	103,686 〔103,829〕	122,328 〔122,441〕	96,373 〔96,514〕	
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	95,272 〔…〕	107,896 〔108,171〕	125,826 〔126,144〕	94,711 〔94,870〕	
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	97,669 〔…〕	110,693 〔111,023〕	127,747 〔128,027〕	99,441 〔99,557〕	
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	95,986 〔…〕	169,176 〔169,386〕	184,952 〔185,057〕	155,598 〔155,639〕	
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	94,996 〔…〕	169,171 〔169,335〕	184,096 〔184,198〕	157,111 〔157,173〕	
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	59,481 〔113,231〕	131,295 〔193,106〕	136,872 〔197,997〕	132,044 〔187,309〕	
	旧法部分	109,470	173,102 98,949	208,763 120,806	161,787 131,668	

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-16）、被用者年金では、平成 19 年度の対前年度増減率が、厚生年金 2.9%減、国共済 2.1%減、地共済 2.5%減、私学共済 2.7%減となり、18 年度に比べ減少幅が大きかった。この要因として、平成 19 年度に定額部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられた（厚生年金の女性を除く）ことが挙げられる。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 19 年度は対前年度 0.7%の増加で、53,552 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額で見ると、被用者年金では平成 8 年度以降、平成 10 年度を除き、総じて減少を続けている。

図表 2-3-16 平均年金月額推移 — 老齢・退年相当 —

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,932	53,552

対前年度増減率(%)

8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446

対前年度増減率(%)

8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 ー各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる（図表2-3-17）。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成19年度の336ヶ月まで、年7～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-17 平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
18	382	421	416	381		329
19	385	422	418	382		336
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8
18	2	1	1	3		7
19	3	1	1	1		7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと
- ・ 平成8、9、12～14、17、19年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額の増加要因とならなかったこと

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・ 平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度及び共済年金各制度の18年度については、年度末に60歳、61歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・ 厚生年金の平成18年度の減少については、18年度中に60歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、18年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること
- ・ 平成19年度の減少については、19年度中に62歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が63歳に引き上げられており、19年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること